

千葉商科大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、千葉商科大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における対応について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に挙げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。これら行為を「特定不正行為」という。

・捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること

・改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

・盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること

② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。以下はその一例である。

・不適切なオーサーシップ：研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外すること

・二重投稿：同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表すること

③ 関係法令、研究費を配分した機関（以下「資金配分機関」という。）が定める規則及び本学規程等に違反して、研究費を不正に使用又は受給すること。以下はその一例である。

・預け金：架空の取引により大学に代金を支払わせ、業者に預け金として管理されること

・カラ出張：実体を伴わない出張の経費を大学に支払わせること

・カラ謝金：実体を伴わない作業の人工費・給与を大学に支払わせること

(2) 研究者等

本学に所属する教職員及び研究員のほか、学生を含めた本学で研究活動に従事する者をいう。

(3) 部局

本学が設置する学部、大学院研究科、研究所及び事務局をいう。

第2章 不正行為防止のための責任体系

(最高管理責任者)

第3条 学長を研究活動上の不正行為の防止等に関する最高管理責任者とする。

- 2 最高管理責任者は、本学における研究活動及び研究資金等の運営・管理に関して、善良なる管理者の注意をもって不正行為の防止等に努めなければならない。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定し、研究者等へ周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って不正行為の防止を行えるよう、適切なリーダーシップを發揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、研究活動上の不正行為の防止等について大学全体を統括する統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者が指名する。
- 3 統括管理責任者は、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、その実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者)

第5条 研究者等の所属する各部局における研究活動上の不正行為の防止等について実質的な責任と権限をもつコンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、研究倫理教育責任者を兼務し、各部局の長があたる。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
 - (1) 自己の管理監督する部局に対し、不正行為の防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告する。
 - (2) 不正行為の防止を図るために、第7条に定める防止計画推進部署と協力し、自己の管理監督する部局に所属する研究者等に対してコンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的に実施し、受講状況及び理解度を管理監督する。
 - (3) 自己の管理監督する部局に所属する研究者等が公正な研究活動を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究者等の責務)

第6条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、大学が定めるコンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的に受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適

切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。研究資料等の保存期間については、本学の研究倫理規程の定める期間とする。

- 4 研究者等は、関係法令、資金配分金等の規則及び本学規程等に基づき、適正に研究費を執行しなければならない。
- 5 研究を指導する立場にある者は、不正行為が行われないよう、指揮下にある研究活動及び研究者等の管理を行う。
- 6 研究者等は、研究活動上の不正行為を行ったと認定された場合は、本学並びに資金配分機関の処分及び法的な責任を負担しなければならない。
- 7 研究者等（学生を除く）及び公的研究費の管理運営に関わる職員は、不正行為を行わない旨を誓約書として提出しなければならない。

第3章 不正行為防止のための体制整備

(防止計画推進部署)

第7条 本学全体の観点から不正防止計画を推進するため、防止計画推進部署を置く。

- 2 防止計画推進部署として、研究不正防止委員会を設置し、最高管理責任者の直属の部署とする。なお、研究不正防止委員会については別に定める。
- 3 防止計画推進部署は、不正を発生させる要因の把握、不正防止計画の策定及び不正防止計画の実施状況をモニタリングし、必要に応じて部局に対して改善を指示する。
- 4 防止計画推進部署は、不正防止に向けた意識の向上を目的に啓発活動を行い、コンプライアンス推進責任者と協力し、研究者等に対するコンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的に実施しなければならない。
- 5 防止計画推進部署の事務局は、研究支援課とする。

(研究費の使用に関する規則の整備)

第8条 研究支援課は、防止計画推進部署等と連携し、研究費の使用に関する規則等を整備し、本学全体への周知を行うことで研究費の適正な執行管理を図る。

(研究活動内部監査委員会)

第9条 本学全体の視点でモニタリング及び監査体制を整備・実施するため、研究活動内部監査委員会を設置する。

- 2 研究活動内部監査委員会は、学校法人千葉学園（以下「学園」という。）総務部長を委員長とし、総務課長及び委員長指名による職員若干名によって組織し、最高管理責任者の直属の組織とする。
- 3 研究活動内部監査委員会は、研究費の管理体制の検証を定期的に実施する。
- 4 研究活動内部監査委員会は、防止計画推進部署と連携し、リスクアプローチ監査を実施する。
- 5 研究活動内部監査委員会は、監事及び会計監査人と連携し、必要な情報提供等を行うとともに、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるように、内部統制や監査手法について定期的に意見交換を行う。

(研究倫理委員会)

第10条 研究活動における倫理的な問題に関して調査、審議することを目的として、研究倫理委員会を設置する。研究倫理委員会については別に定める。

(取引業者との関係)

第11条 防止計画推進部署は、一定の取引実績や本学におけるリスク要因及び実効性等を考慮した上で、取引業者に誓約書の提出を求める。

- 2 不正な取引を行った取引業者については、本学の物品購入等契約に係る取引停止等の取扱規程に基づき対応する。

第4章 通報受付

(通報窓口)

第12条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報または相談に対応するための受付窓口を設置し、担当者を置く。

- 2 通報窓口の担当者は、学校法人千葉学園公益通報者保護規程第3条が定める公益通報受付担当者とする。

(受付体制)

第13条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、窓口に対して通報を行うことができる。

- 2 通報は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 3 通報窓口の担当者は、第2条第1号の定める研究活動上の不正行為に関する通報を受け付けたときは、速やかに、統括管理責任者を通して、最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 通報窓口の担当者は、匿名による通報について、必要と認める場合には、統括管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。
- 5 通報窓口の担当者は、通報が郵便による場合など、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知り得ない場合には、通報が匿名による場合を除き、通報者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、通報窓口の担当者は、これを匿名の通報に準じて取り扱うことができる。

(通報の相談)

第14条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。

- 2 通報の意思を明示しない相談があったときは、通報窓口の担当者は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して通報の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、通報窓口の担当者は、統括管理責任者を通して、最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 第3項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(通報窓口の担当者の義務)

第15条 通報の受付に当たっては、通報窓口の担当者は、通報者及び被通報者の秘密の遵守及び保護を徹底しなければならない。

- 2 通報窓口の担当者は、通報を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、通報の相談についても準用する。

第5章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第16条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。学園職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者又はその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(通報者の保護)

第17条 最高管理責任者は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 学園に所属する全ての者は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 3 学校法人千葉学園理事長（以下「理事長」という。）は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 4 理事長は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

（被通報者の保護）

第18条 学園に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 理事長は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。
- 3 理事長は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。

（悪意に基づく通報）

第19条 何人も、悪意に基づく通報を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく通報とは、被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者又は被通報者が所属する組織等に何らかの不利益を与えることを目的とする通報をいう。

- 2 理事長は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定を受けた者が、本学以外の機関に所属している場合は、当該通報者の所属機関にも通知する。

第6章 事案の調査

（予備調査）

第20条 第13条に基づく通報があった場合又は大学がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、最高管理責任者は、統括管理責任者に予備調査の実施を命じる。

- 2 統括管理責任者は、自身を委員長とした予備調査委員会を設置する。
- 3 予備調査委員会は、被通報者が所属する部局のコンプライアンス推進責任者（コンプライアンス推進責任者が通報の対象に含まれているときは、これに代わる者を統括管理責任者が指名する。以下同じ。）を含めた、3名程度の委員によって構成するものとし、統括管理責任者が指名する。
- 4 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 5 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全

する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第21条 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

2 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第22条 予備調査委員会は、通報を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告し、調査方針、調査対象及び方法を報告・協議する。また、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
5 最高管理責任者は、通報内容が資金配分機関から配分を受けた研究費の不正使用に関するものであった場合は、本調査の要否に関わらず、資金配分機関に報告する。

(調査委員会の設置)

第23条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。

2 調査委員会は原則として7名程度とし、委員の半数以上は、学園に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
3 調査委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。
(1) 統括管理責任者を委員長とする。
(2) 論文等の不正に係る調査の場合には、法律の知識を有する者、被通報者に係る研究分野の専門的知識を有する者。
(3) 研究費の不正使用に係る調査の場合には、法律及び会計等の専門的知識を有する者。
4 調査委員会は委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席によって成立する。
5 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(本調査の通知)

第24条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた通報者又は被通報者は、調査委員の中に当該調査の対象となった事案と特別な利害関係を有する等、調査委員として不適切な者がいると思料する場合は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して異議を申し立てることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の実施)

第25条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 3 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。
- 4 調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 5 通報者、被通報者及びその他当該通報に係る事案に關係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第26条 本調査の対象は、通報された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第27条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第28条 最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、通報された事案に係る研究活動の

予算の配分又は措置をした資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

- 2 最高管理責任者は、資金配分機関から配分された研究費の不正使用に関する本調査の過程において、不正の事実が一部でも確認された場合は、資金配分機関又は関係省庁に報告を行い、本調査の支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第29条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第30条 調査委員会の本調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとって行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第25条第4項の定める保障を与えなければならない。

第7章 不正行為等の認定

(認定の手続)

第31条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかつたと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えるなければならない。
- 5 調査委員会は、本条第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第32条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知・報告)

第33条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたと認定した場合、次の各号に掲げる者・機関に対して通知・報告を行う。

- (1) 通報者及び研究活動上の不正行為を行ったと認定された者（被通報者以外で、不正行為に関与したと認定された者を含む。）（以下「被認定者」という。）に通知を行う。被認定者が本学以外の機関にも所属している場合には、当該被認定者が所属する機関にも通知を行う。
 - (2) 当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に対して報告を行う。
 - (3) 理事長に対して報告を行う。
- 2 前項第2号に係る報告は、通報の受付から210日以内に行い、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、これまでに行った措置、再発防止計画等を含む内容とする。期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を提出する。
- 3 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁の求めに応じ、当該事案に係わる資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(不服申立て)

第34条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して15日以内に、最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第23条第2項及び第3項に準じて指名するとともに、第24条各号に準じた手続を行う。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決

定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立てに対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立てに対し、その決定を通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不服申立てがあったときは被通報者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第35条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立てに対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立て人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立てからの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立てに対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、本条第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第36条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、通報

がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

- 4 研究活動上の不正行為が行われなかつたとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかつたこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被通報者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第8章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第37条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 最高管理責任者は、資金配分機関又は関係機関から、被通報者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(措置の解除等)

第38条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかつたものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかつたと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止と求償)

第39条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

- 2 最高管理責任者は、研究費の不正使用に伴い、該当する資金を資金配分機関に返還した場合、被認定者に対して求償することができる。

(論文等の取下げ等の勧告)

第40条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して15日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(処 分)

第41条 理事長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、被認定者に対して、法令、就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第42条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

- 2 最高管理責任者は、関係する部局責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
- 3 最高管理責任者は、第1項及び第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

第9章 補則

(雑 則)

第43条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

(事 務)

第44条 この規程に関する事務は、研究支援課が行う。

(改 廃)

第45条 この規程の改廃は、研究不正防止委員会の議を経て、理事会が行う。

付 則

- 1 この規程は、2022年10月1日から施行する。
- 2 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程は、この規程の施行と同時に廃止する。